

第1章 総 則

第1条 本会は、鹿児島県公立小・中学校教頭会と称する。

第2条 本会の事務局は、鹿児島市錦江町2-16鹿児島県公立小・中学校教頭会館におく。

第3条 本会は、教頭としての研修を深め、緊密に連絡協調して一体となり、本県教育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、その目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 教頭職としての研修に関すること。
- 2 会員相互の連絡提供に関すること。
- 3 処遇の改善に関すること。
- 4 その他目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組 織

第5条 本会は、本県の公立小・中・義務教育学校の教頭をもって組織する。

第3章 役 員

第6条 本会には、次の役員をおく。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 4名(鹿市小1名、鹿市中1名、薩摩・熊毛1名、大隅・大島1名)
- 3 専門部員(総務、研修、調査・広報)若干名
- 4 監 事 3名(鹿市1名、薩摩・熊毛1名、大隅・大島1名)

第7条 役員の任期は1か年とする。ただし、再選を妨げない。

第8条 役員は委員会の承認を得て決定する。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表して会務を掌る。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をなす。
- 3 専門部員は各専門部活動の企画・立案・推進に当たる。
- 4 監事は本会の会計を監査する。

第10条 本会の運営のために次の機関をおく。

- 1 委員会
- 2 代議員会
- 3 地区研修部長会
- 4 役員会
- 5 専門部会

第11条 各機関の任務は次のとおりとする。

- 1 委員会は、本会の議決機関とし、鹿児島市2名、その他の市町村各1名の委員と役員をもって構成し、年1回開き次の事項を審議する。ただし、必要に応じ臨時に委員会をもつことができる。
 - ア 役員の承認
 - イ 会務報告・事業計画・予算決算審議決定
 - ウ 会則の変更承認
 - エ 本会の目的達成のための重要事項の審議決定
- 2 代議員会は、鹿児島市2名、及び地区会長と役員で構成し、必要に応じて開き、本会の運営執行に関する事項を審議する。
- 3 地区研修部長会は、各地区の研修部長と役員で構成し、地区研修並びに研究大会の推進に関する事項を審議する。
- 4 役員会は、会務の執行に当たる。
- 5 委員会、代議員会、地区研修部長会、役員会、専門部会は会長が招集する。
- 6 専門部会の活動内容は次のとおりとする。
 - ア 総務(企画・運営・連絡調整・渉外・財務運営)
 - イ 研修(研究大会・研究誌の発行・会員研修)
 - ウ 調査・広報(会誌・会報・速報の発行・諸調査)
- 7 会長は必要に応じて拡大専門部会を設けることができる。拡大専門部会については別に定める。

第4章 会 計

第12条 本会の経費は会費その他の収入をもって充てる。会費は委員会で決定する。

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。

第5章 事務局

第14条 本会の会務を処理するため、事務局をおく。

- 1 事務局に事務局長及び事務職員をおき、会長が任命する。
- 2 事務局内規は附則第1項による拡大専門部会に委任する。

附 則

1 拡大専門部会内規

拡大専門部会は会長・副会長・各専門部長と会長委嘱の委員若干名で構成し、必要に応じて開く。

2 慶弔、表彰内規

この内規は、会員が次の各号に該当する場合適用する。

- (1) 会員死亡の場合は、香典・供花を贈って弔意を表す。
- (2) 会長として1年以上、会の運営に尽力し、その役職を退く場合は、感謝状ならびに記念品を贈り、感謝の意を表す。
- (3) 代議員および役員として、継続して3年以上その職にあり、会の運営に尽力し、その役職を退くとき、および会員として特別な功績があると認められた場合は、感謝状ならびに記念品を贈り、感謝の意を表す。
以上の執行は、役員会で決定し、代議員会に報告する。
- (4) この内規は、事務局職員にも適用する。

3 この会則は昭和45年5月23日から実施する。

- ・昭和58年4月1日から一部改正
- ・昭和63年4月1日から一部改正(第2条他)
- ・平成元年4月1日から一部改正(第11条)
- ・平成元年5月20日から一部改正(第11条)
- ・平成4年3月7日から一部改正(第14条)
- ・平成15年2月5日から一部改正(第2条)
- ・平成18年5月12日から一部改正(第11条)
- ・平成19年2月23日から一部改正(第11条)
- ・平成20年4月1日から一部改正(第11条)
- ・平成21年5月15日から一部改正(第11条)
- ・平成26年4月1日から一部改正(第6条、8条、11条)
- ・令和元年5月9日から一部改正(第5条)